

## 『国税庁、改元に伴う年表示を要請 「平成」は「令和」に読替えを』

天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づく皇位の継承に伴い、5月1日から元号が「令和」に改められた。これを受け、国税庁はこのほど、旧元号表記となっている各種様式等について、適宜、新元号に読み替えるようホームページ上で周知している。国税庁が公表した「新元号に関するお知らせ」と題した情報によると、新元号への移行に伴い同庁ホームページや申告書等の各種様式を順次更新していく予定としている。

ただし、当面の間、国税庁ホームページや申告書等の各種様式に「平成」や「平成32年」と表記されている場合等には、適宜、「令和」や「令和2年」などと読み替えるように要請。また、納税者からの提出書類については、例えば「平成31年6月1日」と平成表記の日付で提出しても有効なものとして取り扱う。5月以降に行政に提出する申請書類全般について、基本的に元号の表記が「平成」となっている場合も当面は有効なものとして取り扱われる。

今回の新元号への切替えに先立ち、政府は昨年8月、公文書への西暦表記を義務付けない方針を固めている。慣例で元号を使ってきた省庁や自治体が多いことから、改元前後の国民生活への影響や混乱を避けるため、和暦と西暦を併記したり、西暦に統一したりする方針は示さず、各省庁や自治体の個別の判断に委ねることとした。現在、公文書に和暦の記載を義務付ける法令はなく、西暦を併記する明確な基準もない。



## 『観光振興に必要な事項を提示 日商が意見書、国交相に手交』

日本商工会議所は「新たな段階に入った観光をめぐる課題への対応～国際観光競争の中で選ばれる日本になるために～」と題する意見書をまとめ、石井啓一國交相に手交した。政府の「観光ビジョン実現プログラム2019」策定に先立ち、インバウンド4,000万人時代の到来を見すえ、観光を地方創生実現の柱として振興していくために必要な事項をまとめた。対策の方向として(1)旅行者をあまねく全国へ分散・拡大させる(2)ニーズの多様化に対応した観光コンテンツの提供が不可欠(3)観光産業の競争力向上と人材育成が必要—の3つのポイントを提示。(1)では▽交通インフラの整備・拡充▽旅行先における利便性向上▽大規模災害の影響の極小化、(2)では▽観光コンテンツの開発とプロモーションの強化▽国際的ビッグイベント等の活用と広域連携、(3)では▽生産性向上、人材確保・育成▽国際観光旅客税の用途—など各項目について具体的な提言を行った。

意見書は、観光産業は国際競争の中で革新が求められているとし、インバウンドの地域的偏在やオーバーツーリズムの問題、交通インフラや決済環境の整備不足、大規模災害等緊急時の対応力不足等、観光地や地域の観光産業が直面する課題も多岐にわたっていると指摘した。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)